

「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案」
に関する意見募集の結果について

令和 8 年 8 月 31 日

内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省
農林水産省・経済産業省・国土交通省

「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案」について、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。その結果について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 実施方法

- (1) 募集期間：令和 8 年 7 月 3 日（金）午前 0 時から
同年 8 月 2 日（日）午前 0 時まで
- (2) 提出方法：インターネット上の意見募集フォーム、郵送又は電子メールにて

2. 実施結果

- (1) 寄せられた御意見の数：15
- (2) 寄せられた御意見と御意見に対する考え方：別紙のとおり
※本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております。
- ※御意見を踏まえた案の修正はございません。

3. お問い合わせ先

内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当）付

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案
担当

TEL：03-5253-2111